

# 令和4年8月1日より 事故防止機器購入(リース)に係る 費用の一部助成のご案内

## 【機器助成対象者は対人契約組合員】

助成対象機器は次の3種類 (メーカーの指定及び機器の指定はありません。)

ドライブレコーダー(ドラレコ単体)

デジタルタコグラフ(デジタコ単体)

ドラレコ・デジタコ(一体型)

※ 全機器とも令和4年(2022年)1月1日以降に購入した機器が対象となります。

【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】をお読み頂き申請願います。

## 【実施期間】 令和4年8月1日～令和5年2月28日

※ 助成総額の限度に達した時は、その時点で取扱いを打切らせていただきます。

助成金終了等の連絡事項は、ホームページにてお知らせしますが、申請前

に助成金受取の可否をお問合せください。

問合せ先 近畿交通共済 事故防止課 ☎ 06-6965-2826

## 【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】

1、目的 事業用トラックによる事故防止を推進するため、「事故防止機器」  
購入(リース)にあたり購入経費の一部を助成し、その普及促進を図る。

2、助成対象機器 ・ドラレコ ・デジタコ ・ドラレコ・デジタコ (一体型)

## 3、機器助成の範囲及び金額

助成台数は、令和4年(2022年)3月末対人契約台数により決定します。  
(下記区分別台数表参考)

助成金額は1台あたり10,000円以上の機器を購入した場合は10,000円。  
購入金額が10,000円を下回る場合は購入実費金額を助成。

※ ドラレコ・デジタコ(一体型)も1万円限度です。(2種類の機器としての助成はいたしません。)

● 機器購入についてトラック協会等の重複利用も認めます。

### 区分別助成台数表

区分	令和4年(2022年)3月末対人契約台数	助成台数
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	対人契約台数

申請は、『助成金申請書用紙・助成申請内訳書用紙』に下記①と②を添えて※郵送願います。

① 品名・購入個数・購入金額がわかる  
『見積書・請求書・業者の装着証明書』のいずれかのコピー。

② 『領収書・振込書・物品納品書』のいずれかのコピー。

リースの場合は『リース契約書』のコピー。★車検証の添付は不要です。

※ 郵送先: 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2  
近畿交通共済 事故防止課

※ 助成金申請書・助成申請内訳書の用紙は同封いたしておりません。

近畿交通共済ホームページよりダウンロードお願いします。

ご契約者様用ダウンロードのご案内からご確認ください。